

件名	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	--------------------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の給料及び期末手当の額については、市長及び副市長と同様に、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額（期末手当の基礎となる給料の額を含む。）に100分の5を乗じて得た額を減じた額としています。

また、同期間に支給する教育長の退職手当の額については、本条例第5条第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額としています。

依然として厳しい経済情勢を踏まえ、平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

- (1) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。 < 附則第5項関係 >

	減額前	減額後
給料月額	650,000円	617,500円

- (2) 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、本条例第5条第3項の規定により計算した額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とします。

< 附則第6項関係 >

	減額前	減額後
在職年数が3年間の場合の退職手当の額	3,900,000円	3,120,000円

### 3 その他

施行日は、平成29年4月1日とします。

## 亀山市条例第9号

### 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置）

- 5 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

（平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置）

- 6 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。